

Title	アメリカ合衆国連邦倒産法363条(f)による消除 (free and clear) の対象
Sub Title	What interests are subject to "free and clear" by 11 U.S.C. 363(f)?
Author	工藤, 敏隆(Kudo, Toshitaka)
Publisher	慶應義塾大学大学院法務研究科
Publication year	2024
Jtitle	慶應法学 (Keio law journal). No.52 (2024. 3) ,p.[77]- 108
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	竹中俊子教授・平野裕之教授・宮武雅子教授退職記念号
Genre	Departmental Bulletin Paper
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AA1203413X-20240330-0077">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AA1203413X-20240330-0077</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

# アメリカ合衆国連邦倒産法 363 条 (f) による 消除 (free and clear) の対象

工藤 敏 隆

- I はじめに
- II 1990 年代前半以前の判例・裁判例 (対物的権利への限定)
- III 1990 年代後半以降の判例・裁判例 (対物的権利以外への拡張)
- IV 消除対象性につき否定された権利、および争いがある権利
- V むすびにかえて

## I はじめに

アメリカ合衆国連邦倒産法 (Title 11 of the United States Code) (以下「連邦倒産法」という) の総則に置かれている 363 条 (以下、法典名を付さない条文は、連邦倒産法の条文とする) は、管財人や占有継続債務者 (DIP: debtor in possession) による財団財産の使用、売却、賃貸に関する条文であり、同条 (b) が債務者の通常の事業の過程外での売却等、同条 (c) が債務者の通常の事業の過程内の売却等について規定する。同条 (f) が規定する以下の要件<sup>1)</sup> の 1 つを充足すれば、売却等の対象財産上の第三者の権利を消除する (free and clear) ことができる。

- (1) 適用される倒産法以外の法が、そのような権利の負担を消除しての売却を許容する場合
- (2) 消除される権利の権利者が同意する場合

1) 特に、(3) および (5) の意味するところは明確ではなく、判例・裁判例において争われている。詳細につき、拙稿「アメリカ合衆国連邦倒産法 363 条 (f) による売却対象財産上の担保権の消除 (free and clear) (2・完)」慶應法学 50 号 122 頁 (2023 年)。

- (3) 消除される権利がリーエンであり、財産の売却価格が当該財産に対する全てのリーエンの価値の合計を上回る場合
- (4) 消除される権利について誠実に争われている場合
- (5) 消除される権利の権利者が、コモンローまたはエクイティの手続により、当該権利の金銭的満足の受入れを強制され得る場合

363条(f)の淵源は、大恐慌下の1930年代に、1898年連邦破産法の改正法により創設された再建型手続において、担保権の効力を目的財産の価値相当額に制限し、当該価額の満足による担保権消除を可能にした制度に遡る<sup>2)</sup>。1978年に現行連邦倒産法が制定された際に新設された363条(f)は、再建計画内のみならず計画外、さらには清算型手続における財産売却においても、前記要件を充足する場合に、消除対象の権利者から申出がされた場合には適切な保護を提供した上で(同条(e))、財産上の権利を消除することを可能にした。

363条(f)は、消除の対象を「対象財産上のあらゆる権利 (any interest in such property)」と規定する。「権利」に担保権が含まれることは、立法の沿革に照らし争いがないが、それ以外にどのような権利が消除の対象となるかは、条文の文言上は明らかではない。そこで本稿は、363条(f)による消除の対象となる権利について、判例・裁判例の展開を史的に検証し、外延を明らかにすることを目的とする。以下では、対象を対物的権利に限定していた1990年代前半以前の判例・裁判例(後記Ⅱ)、および対人的権利に拡張するようになった1990年代後半以降の判例・裁判例(後記Ⅲ)を概観した上で、消除対象性につき否定された権利や争いがある権利をめぐる議論を精査し(後記Ⅳ)、最後に若干の比較法的考察を行う(後記Ⅴ)。

なお、本稿は、不動産の賃借権や、知的財産権のライセンス契約については対象としない。未履行契約および期間満了前賃貸借について、管財人や占有継続債務者(DIP)は引受けまたは履行拒絶の選択権を有するが(365条(a))、不

2) 詳細につき、拙稿「アメリカ合衆国連邦倒産法363条(f)による売却対象財産上の担保権の消除 (free and clear) (1)」慶應法学49号27頁(2023年)。

動産賃貸借の賃借人や、知的財産権のライセンサーが債務者の場合には、履行拒絶から賃借人やライセンサーを保護する規定が設けられており (365 条(h) (1) (A))、363 条(f)による消除については、これらの保護規定の解釈も絡む論点として議論されていることによる<sup>3)</sup>。

## II 1990 年代前半以前の判例・裁判例 (対物的権利への限定)

連邦倒産法の立法過程では、連邦議会により設置された合衆国倒産法委員会 (Commission on the Bankruptcy Laws of the United States) が作成・提出した委員会案 (Commission's Bill) と、倒産裁判官の団体である全米倒産裁判官会議 (National Conference of Bankruptcy Judges) が作成・提出した裁判官案 (Judges' Bill) のいずれにも、363 条(f)の下地となる規定があった。それらの規定は、売却の際に消除の対象となる権利 (interest) に、リーエン等の担保権が含まれることを明示していたが<sup>4)</sup>、それ以外にどのような権利が含まれるかについては言及していなかった。

連邦倒産法の施行後、1990 年代前半までの判例・裁判例は、消除対象となる「権利」を、第三者の所有権や担保権のような対物的 (in rem) 権利に限定し、対人的 (in personam) 権利は対象外としていた。

例えば、White Motor Credit Corp. v. Volvo White Truck Corp. 事件判決 (オハイオ州北部地区連邦倒産裁判所、1987 年)<sup>5)</sup> は、不法行為に基づく損害賠償請求権

---

3) 不動産賃貸借権については、拙稿「アメリカ連邦倒産法の 363 セールにおける不動産賃貸借権の消除の可否」中島弘雅先生古稀祝賀論文集『民事手続法と民商法の現代的潮流』(弘文堂、2024 年)に掲載予定。

4) H. Homer Drake Jr., *The Judge's Bankruptcy Bill and the Commission's Bill: A Question of Access to the Judicial Process*, 26 *Mercer L. Rev.* 1009, 1026 (1975); Joe Lee, *A Critical Comparison of the Commission Bill and the Judges Bill for the Amendment of the Bankruptcy Act*, 49 *Am. Bankr. L.J.* 1, 30-31 (1975).

5) *White Motor Credit Corp. v. Volvo White Truck Corp.* (*In re White Motor Credit Corp.*), 75 B.R. 944, 948 (Bankr. N.D. Ohio 1987).

を含む無担保一般債権は、債務者の特定の財産に対する権利を有するものではないから、363条(f)による消除の対象にはならないとした。ただし、当該事案で問題となった債権は、債務者の計画外事業譲渡が認可された後、計画が認可される前に発生した不法行為債権であったため、1141条(c)が規定する計画認可による免責効の対象とされた<sup>6)</sup>。

また、*In re Fairchild Aircraft* 事件判決（テキサス州西部地区連邦倒産裁判所、1995年）<sup>7)</sup>は、第11章手続において、事業譲渡を含む計画の認可が確定し手続が終了した5年後に起こった、債務者が第11章手続開始前に製造した航空機の墜落事故の被害者やその遺族が、事業譲受人に対し製造物責任に基づく損害賠償請求権を主張した事案である。本判決は、計画認可時に発生していなかった債権であり、1141条(c)の免責効の対象ではないとしたが、傍論として、363条(f)の消除対象は対物的権利に限定されるとし、对人的権利の消除を認めることは、同条の「対象財産上の (in such property)」という文言に合致しない旨を説示した。

さらに、*In re New England Fish Co.* 事件判決（ワシントン州西部地区連邦倒産裁判所、1982年）<sup>8)</sup>は、水産加工業を営む債務者が、従業員から市民的権利に関する法律（Civil Rights Act）違反のクラスアクションを複数提起され、その後開始された第7章手続において、管財人が363条(f)により負担を消除しての財産売却の許可を申請したのに対し、前記クラスアクションの原告らが異議を述べた事案である。連邦倒産裁判所は、当該財産の譲受人は、前記クラスアクションに係る責任の承継の要件を充足しないとしたが<sup>9)</sup>、傍論として、第7

---

6) *Zerand-Bernal Group, Inc. v. Cox*, 23 F.3d 159, 161-164 (7th Cir. 1994). は、前記 *White Motor Credit Corp. v. Volvo White Truck Corp.* 事件判決の事案とは異なり、倒産手続開始前に債務者が製造販売した商品につき、倒産手続終了後に発生した事故の被害者遺族が、債務者から計画外事業譲渡を受けていた譲受人に対し、承継者責任を根拠に損害賠償請求権を行使しようとした事案につき、権利行使は禁じられない旨を判示した。

7) *In re Fairchild Aircraft*, 184 B.R. 910, 917-19 (Bankr. W. D. Tex. 1995).

8) *Rubinstein v. Alaska Pacific Consortium (In re New England Fish Co.)*, 19 B.R. 323, 326 (Bankr. W.D.Wash.1982).

章手続開始当時、前記クラスアクションはいずれも終局判決に至っておらず、判決リーエンを取得していなかったため、原告やクラス構成員は無担保一般債権者にすぎず、363 条(f)による消除の対象ではないとした<sup>10)</sup>。

これらに加え、*In re Wolverine Radio* 事件判決（第 6 巡回区連邦控訴裁判所、1991 年）（以下、「*Wolverine Radio* 判決」という）<sup>11)</sup> は、第 11 章手続が開始された債務者についての、州の雇用保険基金への拠出金の算定基準となる事業者の経験格付けは、363 条(f)による消除対象の「権利」に該当せず、州が譲受人に対し、譲渡人の格付けに基づいて算定した拠出金を請求することを認めた。

また、売却対象財産に関する法的な制限について、財産に対する権利ではなく、契約上の権利であるとして、363 条(f)の消除対象であることを否定した裁判例が見られる。例えば、*Jandel v. Precision Colors Inc.* 事件判決（オハイオ州南部地区連邦倒産裁判所、1982 年）<sup>12)</sup> は譲渡制限株式の譲渡制限について、また *In re Fleishman* 事件判決（マサチューセッツ州地区連邦倒産裁判所、1992 年）<sup>13)</sup> は不動産譲渡証書 (deed) 上の先買権 (right of first refusal) について、消除の対象ではないとした。

### Ⅲ 1990 年代後半以降の判例・裁判例（対物的権利以外への拡張）

1990 年代後半以降は、判例・裁判例の傾向が変化し、対物的権利以外の債権や法的地位についても、363 条(f)による消除を認める判例や裁判例が現れた。

それらの判例・裁判例には、承継者責任 (successor liability) につき判断したものがあ<sup>14)</sup>。承継者責任とは、被承継会社の事業により生じた契約上の債

---

9) *Id.*, at 329-330.

10) *Id.*, at 326.

11) *In re Wolverine Radio*, 930 F.2d 1132, 1147 (6th Cir. 1991). ただし、この事案では、債務者の事業譲渡は再建計画に基づいて行われたため、363 条(f)の適用事案ではなく、傍論としての説示である。

12) *Jandel v. Precision Colors Inc.* 19 B.R. 415, 419 (Bankr. S.D. Ohio 1982).

13) *In re Fleishman*, 138 B.R. 641, 647 (Bankr. D. Mass. 1992).

務や、被承継会社の事業活動に起因する不法行為債務や製造物責任について、合併により被承継会社の法人格を承継していなくとも、被承継者と特定の関係を有する者に責任を負わせる制定法上の制度、および判例法上の理論である<sup>15)</sup>。判例法上の承継者責任は、連邦および州の各法域ごとに形成されており、整理の仕方でも論者によって異なるが、伝統的には、以下の4つのカテゴリーに分類される<sup>16)</sup>。①買主が明示的または暗示的に責任の承継に同意した場合、②買主が売主の「単なる継続」(mere continuation)である場合、③財産の譲渡が、責任逃れのための詐害的なものである場合、④「事実上の合併」(de facto merger)である場合。

倒産法 363 条に基づく債務者の事業や主要な財産の売却は、前記②や④に該当し得ることから、債務者の下で生じた債務につき、平常時であれば譲受人が

---

14) 363 条(f)と承継者責任の関係についての邦語文献として、金久保茂『企業買収と労働者保護法理一日・EU 独・米における事業譲渡法制の比較法的考察一』390 頁（信山社、2012 年）。

15) George W. Kuney, A Taxonomy and Evaluation of Successor Liability (Revisited), 18 Transactions: Tenn. J. Bus. L. 741, 749-750 (2013); 15 Fletcher Cyc. Corp. § 7122 (2016).

承継者責任に関する邦語文献として、井原宏「事業買収における買手と環境責任の承継—アメリカ法の下において」比較法学 29 卷 1 号 19 頁（1995 年）、吉川栄一「企業買収と環境責任の承継」上法 40 卷 3 号 39 頁（1996 年）、中東正文「資産譲渡における企業承継者責任：製造物責任を中心として」奥島孝康教授還暦記念『比較会社法研究第一卷』204 頁（成文堂、1999 年）、松井智予「会社法による債権者保護の構造（三）—企業組織再編取引を題材として—」法協 121 卷 11 号 1824 頁（注 174）（2004 年）、仲宗根京子「アメリカにおける「De Facto Merger Doctrine」の比較法的考察（二）」沖縄大学法経学部紀要 23 号 17 頁（2015 年）。

16) 15 Fletcher Cyc. Corp. § 7122 (2016)。ただし同書は、もう 1 つのカテゴリーとして、「売却や移転につき適切な約因を欠く場合」を挙げる。また、法域によっては、製造物責任に関し、製造ライン理論 (product line theory) や、「企業継続理論」(continuation of enterprise theory) 理論が派生したとする分析も見られる。David J. Marchitelli, Liability of Successor Corporation for Injury or Damage Caused by Product Issued by Predecessor, Based on “Product Line” Successor Liability, 18 A.L.R. 6th 629 (2006); David J. Marchitelli, Liability of Successor Corporation for Injury or Damage Caused by Product Issued by Predecessor, Based on Mere Continuation or Continuity of Enterprise Exceptions to Nonliability, 13 A.L.R. 6th 355 (2006)。

負うことになる承継者責任が、同条(f)による消除の対象になるかが問題となる<sup>17)</sup>。

## 1 公債権の徴収に関する権利

- (1) *WBQ Partnership v. Comm. of Virginia Dept. of Medical Assistance Services* 事件判決 (バージニア州東部地区連邦倒産裁判所、1995 年)<sup>18)</sup> (以下「WBQ 判決」という)

### 【事案】

債務者である老人ホーム運営会社につき、第 11 章手続が開始されていた。債務者は、ほぼ全事業につき、363 条(f)により負担を消除して計画外事業譲渡することの許可を倒産裁判所に申し立てた。この事業譲渡に対し、バージニア州メディケイド医療扶助サービス局 (DMAS) は、州法に基づいて債務者に支払ったメディケイド (公的医療扶助) に係る助成金の回収権 (right of recapture) を有すると主張して、異議申立てをした。

### 【判旨】

事業譲渡に対する異議申立てを棄却した。理由において、363 条(f)による

---

17) 研究者による議論も活発に行われている。W. Kuney, *Misinterpreting Bankruptcy Code Section 363(f) and Undermining the Chapter 11 Process*, 76 AM. BANKR. L.J. 235, 263-269 (2002); Michael H. Reed, *Successor Liability and Bankruptcy Sales Revisited - A New Paradigm*, 61 Bus. LAW 179 (2005); Rachel P. Corcoran, *Why Successor Liability Claims Are Not "Interests in Property" under Section 363(f)*, 18 Am. Bankr. Inst. L. Rev. 697, 698-699 (2010); John A. Nasr, *Selling Assets Free and Clear of an Interest in Property under Sec. 363(f): An Examination of the TWA and Chrysler Bankruptcies and Successor Liability Issues*, 11 DePaul Bus. & Com. L. J. 237 (2013); Trevor W. Swett II., *Free and Clear Bankruptcy Sale Orders and State Law Successor Liability Claims: The Overlooked Question of Preemption*, 25 Am. Bankr. Inst. L. Rev. 275, 299-306 (2017); Vincent S.J. Buccola, *Bankruptcy's Cathedral: Property Rules, Liability Rules, and Distress*, 114 Nw. U. L. Rev. 705, 732-741 (2019); David G. Epstein & Tevin Bowens, *Better than a Discharge*, 71 Syracuse L. Rev. 443, 462-478 (2021); Jeanne Schroeder & David Gray Carlson, *Generalized Creditors and Particularized Creditors: Against a Unified Theory of Standing in Bankruptcy*, 96 Am. Bankr. L.J. 505, 571-580 (2022).

18) *In re WBQ P'ship*, 189 B.R. 97 (Bankr. E.D. Va. 1995).



消除の対象は、条文の文言上リーエンに限定されないとした上で、DMASの回収権は、債務者が財産を売却した場合に、現実化した売却益を売主または買主から回収する権利であり、リーエンとは異なるが、対象となる財産に随伴し、単純な債権とは異なる性質を有することから、消除対象の「権利」に該当すること、および、回収権は1129条(b)(2)によるクラムダウンの対象となることを理由に、363条(f)(5)の「金銭的満足の受入れを強制され得る」の要件を充足するとした<sup>19)</sup>。

(2) PBBPC Inc. v. OPK Biotech LLC 事件判決（第1巡回区倒産上訴委員会、2013年）<sup>20)</sup>（以下「PBBPC判決」という）

### 【事案】

債務者は、第11章手続申立前に従業員のほぼ全員を解雇し、手続開始後すみやかに、ほぼ全ての財産を、363条(f)により負担を消除して売却することの許可を連邦倒産裁判所に申し立てた。同裁判所は売却許可命令の中で、「州の雇用保険法または他の類似の州法の下で発生し得る請求」について、譲受人が承継者責任を負わない状態で資産が譲渡されることを明確に述べていた。

譲渡完了後、マサチューセッツ州は譲受人に対し、同人は州法に基づく債務者の「承継雇用主」であり、雇用保険の雇用主負担分の保険料は債務者の経験料率に基づいて徴収する旨を通知した。これに対し、譲受人は行政手続による不服申立をしたが奏功せず、連邦倒産裁判所に、売却による負担の消除の執行を求める申立てをした。同裁判所は、債務者の雇用保険の経験料率は363条(f)の「権利」に該当し、譲受人はこれが消除された財産を取得したとして、申立てを承認した。州は倒産上訴委員会に上訴した。

### 【判旨】

要旨以下の理由で原判決を維持した<sup>21)</sup>。

---

19) *Id.*, at 105-107.

20) PBBPC Inc. v. OPK Biotech LLC (*In re* PBBPC Inc.), 484 B.R. 860 (B.A.P. 1st Cir. 2013).

21) *Id.*, at 869-870.

「あらゆる権利 (any interest)」を広義に解釈することは、363 条の文言と同条の趣旨に合致し、雇用保険の経験料率を含むと解することが可能である。雇用主の経験料率の譲受人への移転は、従前の雇用主が事業を継続していれば支払いを要した金銭の回収を企図するものであり、雇用主の財産の譲渡に随伴する。債務者からの財産譲受人に対し、雇用保険料を債務者の経験料率で徴収する権利は、譲渡によって生じるものであり、363 条(f)による消除の対象となり得る。

## 2 労働関係上の権利

- (1) United Mine Workers of Am. 1992 Benefit Plan v. Leckie Smokeless Coal Co. 事件判決 (第 4 巡回区連邦控訴裁判所、1996 年)<sup>22)</sup> (以下「Leckie 判決」という)

### 【事案】

第 11 章手続が開始された炭鉱事業者である債務者は、363 条(f)により負担を消除して財産を売却することの許可を連邦倒産裁判所に申し立てた。債務者は、鉱山労働者の健康保険基金に対し連邦法に基づく健康保険料拠出義務を負っていたが、同基金は売却に異議を述べた。当該異議事件を回付された連邦地方裁判所は、本件財産の譲受人に前記拠出義務は承継されないこと、および、仮に譲受人が債務者の承継人に該当するとしても、363 条(f)により拠出義務は消除される旨の決定をした。これに対し、健康保険基金が上訴した。

### 【判旨】

要旨以下の理由で、健康保険料拠出義務は 363 条(f)により消除されるとして、原決定を維持した。

連邦議会は、363 条(f)の適用範囲を厳密な意味での対物的 (in rem) 権利に限定する意図を明示しておらず、そのような制限的解釈を採用することはできない。「権利」の意味につき、これ以上カテゴリーカルな観察をすることは困難であり、正確な外延は、裁判所に提起された事件の具体的事実に応用すること

22) United Mine Workers of Am. 1992 Benefit Plan v. Leckie Smokeless Coal Co. (*In re Leckie*), 99 F.3d 573 (4th Cir. 1996).

よってのみ定義可能である。

健康保険基金の権利は、少なくとも部分的には、財産が採炭事業に使用されていたことに基づくのであり、仮に全く別分野の事業であったならば保険料拠出請求権を有しない。すなわち、健康保険基金が債務者から保険料を徴収する権利は、売却対象財産についての債務者の用途と関連性があるため、363条(f)の「対象財産上のあらゆる権利」に該当する<sup>23)</sup>。

(2) *In re Trans World Airlines, Inc.* 事件判決（第3巡回区連邦控訴裁判所、2003年）<sup>24)</sup>（以下「TWA判決」という）

### 【事案】

トランスワールド航空（TWA）の客室乗務員と、連邦雇用機会均等委員会（EEOC: Equal Employment Opportunity Commission）が、妊娠に伴う休職に関する就業規則規定が性差別的であり、市民的権利に関する法律に違反するとしてTWAを被告として提訴したクラスアクションにつき、1995年に和解が成立した。この和解により、クラス構成員およびその家族が利用可能な旅行パウチャー（①）が付与されたが、ほとんどは利用されないまま保有されていた。

他方、前記クラスアクションに係る違法行為とは別に、2001年に、EEOCや、雇用機会均等機関を所管する州や地方の行政機関に対し、TWAによる障害者法や年齢差別禁止法違反等の告発がされていたが、EEOCは、それらの違反の責任に対する債権（②）の額や、EEOCによる提訴可能性は不明であるとしていた。

TWAについては、2002年1月に第11章手続が開始された。TWAの事業は入札に付され、落札したアメリカン航空（AA）への売却が許可された。売却許可命令は、「雇用に関する請求、従業員契約、賃金税、勤続年数、売買のクロージングまでに生じた承継者責任」を363条(f)による消除の対象とし、買

---

23) *Id.*, at 581-583.

24) *In re Trans World Airlines, Inc.*, 322 F.3d 283 (3d Cir. 2003). 邦語による紹介として、金久保・前掲注14) 395頁。

受人やその子会社に対する責任追及を禁じた。

売却許可命令につき EEOC は上訴したが、連邦地裁は、前記①②の権利が消除されなかった場合、TWA から AA への事業譲渡が実現せず、債務者が清算され債権者や従業員に大きな損失を与えるおそれがあることや、旅行バウチャーが履行されないおそれがあること等を理由に、売却許可命令を維持した。これに対し EEOC らは、更に連邦控訴裁判所に上訴した。

### 【判旨】

連邦控訴裁判所は、前記①②の債権が 363 (f) による消除の対象となることを、要旨以下の理由で認めて上訴を棄却し、倒産裁判所による売却許可命令を維持した<sup>25)</sup>。

①旅行バウチャーと② EEOC に関する事案のいずれも、請求権を生じさせたのは債務者の財産であった。TWA が、EEOC に申立てをした従業員の雇用を必要とする航空機運行に係る財産に投資していなければ、承継者責任の請求は生じなかった。さらに、TWA の商業航空事業への投資は、クラス構成員を客室乗務員として雇用したこと、およびクラスアクションの和解の内容であるバウチャーと密接に関連している。EEOC とクラス構成員の権利は、財団財産についての対物的権利ではないが、Leckie 判決と Folger Adam 判決 (後記Ⅳ 1) の理由付けによれば、売却対象財産から生じるという意味で、363 条 (f) の「財産に対する権利」と解される。リーエンのような対物的権利のみとすることは、リーエンが権利 (interest) の一種であることを規定する 363 (f) (3) と整合しない。

(3) Erica, Inc. v. NLRB 事件判決 (第 5 巡回区連邦控訴裁判所、2006 年)<sup>26)</sup>  
(以下「Food Basket 判決」という)

### 【事案】

第 11 章手続が開始された Furr's Supermarket Inc. (以下「Furr's」という) は、

25) *Id.*, at 289-290.

26) Erica, Inc. v. NLRB, 200 Fed. Appx. 344 (5th Cir. 2006).

スーパーマーケット事業を 363 条(f)により負担を消除して売却することの許可を連邦倒産裁判所から受け、Fleming Foods に譲渡をした。その後、Food Basket Partners 有限責任組合（以下「Food Basket」という）が同事業を譲り受けた。

全米労働関係委員会（NLRB: National Labor Relations Board）は、Food Basket が、Furr's の従業員を代表する労働組合との交渉を拒否したことにより、全国労働関係法（NLRA: National Labor Relations Act）に違反したとする NLRB の行政審判官の決定を採択し、同決定の執行を連邦控訴裁判所に申し立てた。これに対し、Food Basket は、全米労働関係委員会の決定および命令は連邦倒産裁判所の売却許可命令に反するとして争った。

### 【判旨】

連邦控訴裁判所は、要旨以下の理由により Food Basket の申立てを棄却し、NLRB の命令の執行を命じた<sup>27)</sup>。

Food Basket は、もとは Furr's が有していた事業を譲り受けた後の行動により、NLRA に基づき労働組合と交渉する義務を負っていた。事業譲受人である新雇用主は、必ずしも前主の労働協約には拘束されないが、「新雇用主が、概ね同じ事業を維持し、従業員の過半数を前主から雇用することを認識しつつ決定した場合」、新雇用主は、前主の従業員を代表する労働組合と交渉しなければならない。

連邦倒産裁判所は、連邦労働法に基づく承継者責任について判断する裁判権を有していない。倒産手続開始前の債務者に発生した義務が、連邦倒産裁判所によって免除されたとしても、売却後に承継人の行為によって新たな団体交渉義務が発生する可能性がある。よって、負担を消除しての売却許可命令は、Food Basket を NLRA の適用から保護するものではない。本件における Food Basket が事業譲渡を受けた後の行為は承継者責任の要件を満たしており、Furr's の労働組合と交渉する義務を負う。

---

27) *Id.*, at 344.

- (4) *In re Pan American Hospital Corp.*, 事件判決 (フロリダ州南部地区連邦倒産裁判所、2007 年)<sup>28)</sup> (以下「Pan American Hospital 判決」という)

### 【事案】

第 11 章手続が開始されていた債務者 Pan American Hospital Corp. は、その事業について 363 条 (f) により負担を消除しての売却を申し立て、連邦倒産裁判所は入札による売却許可命令を發出し、20 日後に入札期日を設定した。NLRB は、事業譲渡の対象とされた病院の従業員に代わり、労働紛争に係るバックペイや原状回復などの請求権について債権届出をしていたが、売却許可命令の約 1 週間後に、債務者の買受人候補者も含む利害関係人に対し、不当労働行為の責任認定手続係属の通知を發出した。その通知には、債務者から前記責任認定手続を知りつつ事業を承継した者に対し、不当労働行為責任を承継して負う可能性がある旨が述べられていた。債務者および債権者委員会は、NLRB の通告は法律上も事実上も根拠がなく、債務者が行おうとしていた売却に萎縮的效果を及ぼすものであり、連邦倒産規則に違反する不適切な訴訟行為として、裁判所に制裁発動を求める申立てをした。

### 【判旨】

判決は、NLRB がした通知につき自動的停止違反を認定したが、既に NLRB が通知の撤回を全ての利害関係者および買受候補者に送付したので、制裁を課さない旨の決定をした上で、傍論として、363 条 (f) と承継者責任の関係について以下のとおり説示した<sup>29)</sup>。

NLRB は、倒産状態にある債務者から事業を購入した者の労働関係分野の活動について、事業譲渡を受けた日から将来にわたって完全かつ独立の裁判権を有するが、事業譲渡前に発生していたバックペイや復職 (reinstatement) を求める権利について、363 条に基づく善意の購入者に対し承継者責任を主張する権利を有しない。NLRB は、Golden State Bottling 事件判決 (連邦最高裁判所、1973

---

28) *In re Pan American Hospital Corp.*, 364 B.R. 832 (Bankr. S.D. Fla. 2007). 邦語による紹介として、金久保・前掲注 14) 394 頁。

29) *Id.*, at 837-838.

年)<sup>30)</sup>を、363条(f)による負担の消除を受けて財産を購入した者に承継者責任を追及できる根拠として主張するが、これは現行連邦倒産法制定前のものであり、誤導的である。

363条は、NLRBが主張する様々な債権の責任を消除した財産を債務者から購入することについて、当裁判所が承認する権限を付与する。当裁判所は、バックペイの請求は金銭債権に還元できるという点で、*In re Creative Restaurant Management* 事件判決（モンタナ州西部地区連邦倒産裁判所、1992年）<sup>31)</sup>の理由を採用するが、復職請求権もまた金銭債権に還元できる権利と解される。復職請求権は、不履行に対するエクイティ上の救済であるが、その違反は金銭請求を生じさせるからである。

363条(f)は、倒産裁判所による債権者の回収最大化を支援するものである。なぜなら、資産の売却を促し、売却前の債権者全員に対する比例的弁済を強化するために、購入者が最終的に承継者責任から保護されることを可能にするからである。連邦議会は、不振の事業を購入する者に、倒産手続外で事業に付加される可能性のある価値よりも高い価値で、倒産手続内で購入するインセンティブを提供するために、363条(f)を制定した。譲受人が負担を消除された財産を得ることは、倒産手続において債権者の回収を強化する基盤の一つである。倒産以外の環境におけるバックペイと復職の承継者責任の問題を、363条(f)による保護がある倒産環境と比較することは、同項の立法趣旨に反する。

### 3 小括

363条(f)の文言によれば、消除の対象は「対象財産上の権利（interest in such property）」であることを要するが、1990年代以降の判例・裁判例を時系列順で俯瞰すると、徐々に拡大解釈が進み、譲渡対象財産と消除対象の権利の関係が希薄化されるに至ったことが看取できる。

WBQ判決は、譲渡対象の財産に随伴する性質を有する権利であれば、対人

30) *Golden State Bottling Co., Inc. v. NLRB*, 414 U.S. 168 (1973).

31) *In re Creative Restaurant Management*, 141 B.R. 173 (Bankr. W.D. Mo. 1992).

的権利であっても消除対象性を肯定したリーディング・ケースである。また、Leckie 判決はこの理を推し進め、当該事案における健康保険料拠出請求権は、売却対象財産の用途と関連性があることを理由に、消除対象性を肯定した控訴裁判所レベルの判例である。さらに、TWA 判決は、債務者の従業員に福利厚生として発行されていた旅行バウチャーと、債務者の従業員に対する労働関係上の違法行為により生じた責任につき、債務者からの事業譲受人が負う承継者責任について、売却対象財産から生じた権利と認定し、消除対象性を肯定した。

このような拡大解釈の到達点が、債務者からの事業譲受人に対し、雇用保険料を債務者の料率で徴収する権利を消除対象とした PBBPC 判決である。前記 II の *In re Wolverine Radio* 判決は、雇用保険基金への拠出金の算定基準となる格付けは「権利」に該当しないとしていたが、PBBPC 判決はこれとは正反対の立場を採ったものであり、同判決後は、他の種類の公的保険についても、債務者の料率で徴収する権利を消除対象とした裁判例が続いた<sup>32)</sup>。

他方で、*Food Basket* 判決は、事業譲渡後の譲受人の行為によって生じた労働法上の責任について消除対象性を否定したが、この理は後の *Pan American Hospital* 判決が傍論で述べるとおり、譲渡人である債務者の下で生じた労働法上の責任が 363 条 (f) により消除され、譲受人に承継されないことは両立し得るものである。

#### IV 消除対象性につき否定された権利、および争いがある権利

363 条 (f) による消除対象を対物的権利に限定する解釈は、1990 年代後半以降の判例・裁判例では採用されていない。しかし、このことは消除対象の範囲が無限定に拡張されたことを意味するものではない。以下では、消除対象性につき否定された権利や、争いがある権利に関する判例・裁判例を概観する。

---

32) *In re USA United Fleet Inc*, 496 B.R. 79, 87 (Bankr. E.D.N.Y. 2013) (雇用保険料率の事案); *In re ARSN Liquidating Corp.*, 2017 Bankr. LEXIS 185, \*12-15 (Bankr. N.H. 2017) (労災保険料率の事案).



## 1 相殺および請求額減殺

相殺（set-off）は、金銭請求訴訟において、被告が請求債権とは無関係な原因によって生じた反対債権をもって主張する抗弁である<sup>33)</sup>。連邦倒産法は、倒産手続開始前に発生した債権債務につき債権者が相殺をする権利に対し影響を及ぼさない旨を規定するが、倒産手続で届出がされたが認められなかった債権による相殺、手続開始から90日前の日以後および手続開始後に債権者に移転された債権による相殺、これと同時期に債務者に対し負担した債務による相殺、債務者が支払不能状態の間に負担した債務による相殺は禁止される（553条(a)）。加えて、手続開始による自動的停止（362条）の効力により、相殺権の行使が制限される場合がある。

他方、相殺と類似するが異なる概念として、請求額減殺（recoupment）がある。これは、原告の請求の基礎をなす取引と同一の取引や事象からの反対債権を被告が有する場合に、その金額だけ原告からの請求額を減殺する抗弁である<sup>34)</sup>。倒産手続における請求額減殺の扱いについて明文規定はなく、判例の大勢は、相殺の制限に関する553条は請求額減殺には適用されないと解している<sup>35)</sup>。

相殺や請求額減殺が363条(f)による消除の対象となるかについて、以下の判例がある。

### (1) Folger Adam Sec., Inc. v. DeMatteis/MacGregor 事件判決（第3巡回区

---

33) *In re Monongahela Rye Liquors*, 141 F.2d 864, 869 (3rd. Cir. 1944); 5 Collier on Bankruptcy ¶ 553.10 (Alan N. Resnick & Henry J. Sommer eds., 16th ed.) (2014); 田中英夫編集代表『英米法辞典』771頁（東京大学出版会、1991年）。

34) *University Med.Ctr. v. Sullivan (In re University Med. Ctr.)*, 973 F.2d 1065, 1079 (3rd Cir. 1992); Collier, *supra note* 25; 田中・前掲注33) 704頁。

35) *Lee v. Schweiker*, 739 F.2d 870, 875 (3rd. Cir. 1984); *In re Davidovich*, 901 F.2d 1533, 1537 (10th Cir. 1990); *In re Monongahela Rye Liquors*, 141 F.2d 864, 869 (9th Cir. 1996)。

ただし、*In re California Cannery & Growers*, 62 B.R. 18, 21 (B.A.P. 9th Cir. 1986) は、一方の債権が倒産手続開始後に発生したものである場合は、請求額減殺を行えないとする。

連邦控訴裁判所、2000 年)<sup>36)</sup> (以下「Folger Adam 判決」という)

### 【事案】

DeMatteis/MacGregor 共同事業体 (以下「DMJV」という) は、Folger Adam Company (以下「FAC」という) と警備システムの購入契約をしたが、FAC に対し機材の欠陥や納入遅れ等があったと主張し、FAC に修補を請求していた。しかし、FAC は第 11 章手続を申し立てるとともに、受け皿会社として新たに設立された Folger Adam Security (以下「FAS」という) に総事業を譲渡すること、および未履行契約の引受の許可を申し立てた。売却に係る審問の通知には、対象財産に対する第三者の権利等は 363 条 (f) により消除される旨と、買受人に承継される未履行契約の一覧表が記載されていた。この売却許可申立てについて、DMJV は情報を得て知ったが、FAC が主張する売掛債権は係争中で売却対象財産に含まれないと考えたため、異議申し立てをしなかった。

売却は入札により行われ、唯一の応札者である FAS が買受人となることを連邦倒産裁判所は許可した。DMJV と FAC の契約は買受人に承継される契約の一覧表に記載されていなかったが、DMJV はそれを入札実施後に知った。DMJV は第 11 章手続において、債務不履行による損害賠償請求等の債権を届け出ているが、FAC は、売掛債権に対し DMJV が主張し得る相殺等は 363 条 (f) により消除されたとして異議を述べ、倒産裁判所は DMJV の債権届出を認めなかった。

FAS は、DMJV と保証人を被告とする、売掛債権についての宣言的判決訴訟を提起し、相殺や請求額減殺の権利は売却命令により消除されたと主張してサマリ・ジャッジメントを申し立て、一審の連邦地裁はこれを認めた。

### 【判旨】

連邦控訴裁判所は、リーエンは被担保債務とは区別される権利であるのに対し、相殺や請求額減殺は債権と別の権利ではなく、リーエンと同視できないこと、および連邦倒産法 101 条 (5) (a) が定義する「債権」(claim) は、支払いを

---

36) Folger Adam Sec., Inc. v. DeMatteis/MacGregor, JV, 209 F.3d 252, 258 (3rd Cir. 2000).

請求する権利であるのに対し、相殺と請求額減殺は債権者の請求に対する抗弁にすぎないことを理由に363条(f)の消除対象ではないとして、原判決を破棄し差し戻した<sup>37)</sup>。ただし、倒産手続開始前に既に相殺がされていた場合は、債務者が有していた反対債権は破産財団に所属する財産ではなく、その意味で363条による売却の対象にはならないとした<sup>38)</sup>。

## 2 地役権およびコヴェナント

地役権 (easement) は、他人の土地 (承役地) を、自己の占有する土地 (要役地) の利用に供する物権的権利である<sup>39)</sup>。一方、「コヴェナント」(covenant) の語は捺印契約、約款、誓約などを意味するが<sup>40)</sup>、土地取引に関連する用語法としては、設定した当事者間を超えた対世的効力を有する約款を指し、地役権と並ぶ土地利用制限の一種を意味する<sup>41)</sup>。

判例は、破産財団に属する財産である土地を売却する際、土地に付着する地役権やコヴェナントを363条(f)により消除することはできないとするものが大勢を占める<sup>42)</sup>。代表的な判例・裁判例としては、以下のものがある。

---

37) *Id.*, at 259-260.

38) *Id.*, at 263.

39) 田中・前掲注33) 285頁。

40) 田中・前掲注33) 214頁。

41) 田中・前掲注33) 215頁 (covenant running with the land (「土地とともに移転する約款」)を見出し語とする。)、測圭吾「アメリカ合衆国の土地利用法 (Land Use) (上)」神法65巻3号104頁(2015年)(訳語としては「コヴェナンツ」を充てる)、板持研吾「アメリカ不動産取引法概説」神法67巻3号216頁(2017年)(訳語としては「約款」を充てる)。板持・同書217頁は、地役権との違いについて、「地役権 (easement) においては承役地を利用することそれ自体が権利の内容となるが、約款においては土地に関連した内容の権利義務が発生していれば、必ずしも空間的な意味での負担の課される土地の上に約款権利者が立ち入ること、物理的な利用をすることは内容とならない」ことを指摘する。

42) コヴェナントの消除を肯定した判例も存在するが (E.g., *In re Tousa, Inc.*, 393 B.R. 920, 922-23 (Bankr. S.D. Fla. 2008); *In re Daufuskie Island Props., LLC*, 431 B.R. 626, (Bankr. D.S.C. 2010))、それらは州法の判例理論により、当該コヴェナントが執行不能 (unenforceable) であることを理由とする。

- (1) *Gouveia v. Tazbir* 事件判決 (第 7 巡回区連邦控訴裁判所、1994 年)<sup>43)</sup> (以下「*Gouveia* 判決」という)

### 【事案】

個人である債務者が、自宅に楽器店を開設する許可を得たが、隣地所有者が州裁判所に対し、制限コヴェナントの執行を求める訴訟を提起した。この訴訟において州控訴裁判所は、コヴェナントは執行可能であり、楽器店の建設を禁止する旨の判断をした。この影響もあり、債務者は第 11 章手続の申立てをしたが、当該コヴェナントが未履行契約であるとして、365 条による履行拒絶の申立てをした。連邦倒産裁判所は、制限コヴェナントは 363 条による消除対象ではなく、365 条の未履行契約にも該当しないとして、債務者の申立てを却下した。債務者は連邦地裁に上訴したが、連邦地裁は原決定を是認したので、さらに連邦控訴裁判所に上訴した。なお、この過程で債務者の倒産手続は第 7 章手続に移行し、管財人が選任されていた。

### 【判旨】

以下の理由で上訴を棄却し、連邦倒産裁判所の原々決定を是認した。判決理由は 363 条の未履行契約該当性を否定したことに加え、以下の理由により 363 条 (f) (5) による消除の対象ではないとした。

363 条 (f) (5) の文言を読むと、要役地の権利者は、エクイティ上の救済に代えて金銭賠償を受け入れることを「強制」される必要がある。本件のコヴェナントの文言は以下の通りである。「執行 (enforcement) は、コモンローまたはエクイティの手続により、コヴェナントに違反し、または違反しようとするいかなる者に対する、違反の差止または損害の回復でなければならない。」

本件コヴェナントは、制限コヴェナントを行使しようとする要役地所有者が利用できる救済措置の選択という観点でのみ語られている。コヴェナントの執行を求める要役地所有者が有する救済措置の中から、コヴェナントに違反した承役地所有者が、一方的に選択できる権利を有するとは一切述べていない。

---

43) *Gouveia v. Tazbir*, 37 F.3d 295, 299-301 (7th Cir. 1994).

よって、要役地所有者は、エクイティ上の救済の代わりに金銭賠償を受け入れることを強制されることはないので、363条(f)(5)は本件には適用されない。

- (2) Silverman v. Ankari (In re Oyster Bay Cove) 事件判決（ニューヨーク州 東部地区連邦倒産裁判所、1996年）<sup>44)</sup>（以下「Oyster Bay 判決」という）

**【事実】**

債務者 Oyster Bay Cove, Ltd. の第7章手続において、連邦倒産裁判所は、管財人の申立てにより、財団財産である複数の土地につき、「リーエンや債権等の負担」を消除して競売により売却することを許可した。落札者は、管財人との間で、連邦倒産裁判所が承認した売却条件による売買契約を締結したが、同契約の条項には、現状有姿で売却することや、地役権やコヴェナント等の制限に服することが含まれていた。しかし落札者は、売買の決済日近くになって、売却の代価上に効力を有するリーエンの存在や、地役権の負担を目的物の瑕疵と主張して代金支払を履行しなかった。連邦倒産裁判所は、落札者の履行拒絶は正当な理由がないとして入札保証金を没収したが、落札者は、管財人の売却方法が違法であることや、目的物は売却可能性がなかったことを主張して、連邦倒産裁判所の売却許可の取消を求めて連邦地方裁判所に上訴した。

**【判旨】**

連邦倒産裁判所の売却許可命令を是認した。地役権の点については、以下の理由により売却による消除の対象とはならず、売却方法や売却目的物の瑕疵には該当しないとした。

原審による「負担を消除して」売却することの許可は、「現状有姿」による売却を排除するものではない。また、目的物が地役権の制限に服することは、事後的な付随的係争の理由になり得るとしても、売却許可の効力に影響を及ぼさない。原審が正しく指摘するように、「リーエンや債権等の負担」を消除しての売却は、土地に随伴する登録上の制限に影響を与えることはない。消除の

---

44) Silverman v. Ankari (*In re Oyster Bay Cove, Ltd.*), 196 B.R. 251, 255 (E.D. N.Y. 1996).

対象は、モーゲージやリーエンのように、財産に対する権利であり、売却の代価上に効力を有する権利と解されるべきである。したがって、負担を消除しての売却の許可は、土地に随伴する地役権である通路と雨水排水路の提供には何ら影響しない。363 条(f)および倒産規則 6004 条は、州の実体法で創設される地役権やその他の非金銭的財産権を切断することは意図されていない。

### 3 環境法上の責任

土壌汚染等の環境汚染対策に関する連邦法として、いわゆるスーパーファンド法がある<sup>45)</sup>。同法は、1980年に制定された包括的環境対応補償責任法 (CERCLA: Comprehensive Environmental Response, Compensation and Liability Act of 1980) を基盤としており、1986年にスーパーファンド修正および再授權法 (SARA: Superfund Amendments and Reauthorization Act of 1986) による改正を経たため、このように呼称される<sup>46)</sup>。

有害物質の排出またはそのおそれ、公衆の健康・福祉または環境を切迫した重大な危険にさらしている場合、連邦環境庁 (EPA: Environmental Protection Agency) は、責任がある当事者に対し、汚染物質の除去を求める訴えを裁判所に提起するか、行政命令を発出して汚染物質の除去を求めることができる

---

45) スーパーファンド法に関する邦語文献は、大塚直「スーパーファンド法をめぐる議論」米法 2002-1 号 43 頁 (2002 年)、同「米国スーパーファンド法の現状と我が国の土壌汚染対策法の改正への提言」自正 59 卷 11 号 17 頁 (2008 年)、黒坂則子「米国スーパーファンド法における責任主体に関する法理の展開：Burlington Northern 判決を中心として」同志社アメリカ研究 49 卷 45 号 (2013 年)、同「米国スーパーファンド法上の責任と費用負担をめぐる判例の動向：州の土壌汚染浄化政策に与える影響を中心として」同法 69 卷 7 号 2571 頁 (2018 年)、ダニエル・A・ファーバー／辻雄一郎ほか訳『アメリカ環境法』166 頁 (勁草書房、2020 年) など多数上梓されている。特に倒産法との関係を扱ったものとして、笠井正俊「アメリカの倒産手続における環境行政上の請求権の取扱い—自動的停止、免責及び優先性に関する裁判例の動向」論叢 146 卷 3=4 号 163 頁 (2000 年)、杉山悦子「倒産手続における環境浄化費用の負担者」一法 8 卷 3 号 188 頁 (2009 年)。

46) その後、1996 年には Asset Conservation, Lender Liability, and Deposit Insurance Protection Act of 1996、2002 年には Small Business Liability Relief and Brownfields Revitalization Act in 2002 による改正を経ている。

(CERCLA106条)<sup>47)</sup>。また、連邦環境庁は、税金や一般財源を原資とする有害物質対策信託基金（Hazardous Substance Superfund）から費用を支出して自ら除去措置を施し<sup>48)</sup>、その後には潜在的責任当事者（potentially responsible parties）に費用の償還を請求することができる（CERCLA107条）。潜在的責任当事者は、例えば土地であれば、当該土地に有害物質が排出された時点の所有者だけでなく、汚染物質の運搬等をした者や、現在の所有者なども該当し、過失の有無は問わない<sup>49)</sup>。スーパーファンド法による汚染除去責任についても、判例法による承継者責任の法理が肯定されている<sup>50)</sup>。

(1) Ninth Ave. Remedial Grp. v. Allis-Chalmers Corp. 事件判決（インディアナ州北部地区連邦地方裁判所、1996年）<sup>51)</sup>（以下「Ninth Ave. 判決」という）  
【事案】

産業廃棄物処分施設につき、連邦環境庁から汚染除去命令を受けていた複数の会社を構成員とする任意団体である原告が、複数の被告に対し潜在的責任当事者であると主張し、除去費用分担金請求訴訟を提起した<sup>52)</sup>。被告の1人で

---

47) 42 U.S.C. 9606.

48) 42 U.S.C. 9604.

49) 42 U.S.C. 9607.

50) 多くの巡回区は、CERCLAの責任につき連邦コモンローとしての承継者責任の法理が適用されるとする（US. v. Mexico Feed & Seed Co., Inc., 980 F.2d 478, 487 (8th Cir. 1992); U.S. v. Carolina Transformer Co., 978 F.2d 832, 838 (4th Cir. 1992); Louisiana-Pacific Corp. v. Asarco, Inc., 909 F.2d 1260, 1263 (9th Cir. 1990)。しかし、承継者に責任を認める結論には同調するも、連邦コモンローの形成に否定的な判例もある（Anspec Co., Inc. v. Johnson Controls, Inc., 922 F.2d 1240, 1246 (6th Cir. 1991)）。

51) Ninth Ave. Remedial Grp. v. Allis-Chalmers Corp., 195 B.R. 716 (Bankr. N.D. Ind. 1996)。

52) 責任当事者は、他に責任を負う者やその可能性がある者に対し分担金請求訴訟を提起することができる。この訴訟については連邦裁判所が事物裁判権を有し、裁判所は衡平の見地から責任当事者間の分担を定める（42 U.S.C. 9613）。この規定により潜在的責任当事者が分担金請求訴訟を提起することの可否については議論があり、その後には複数の連邦最高裁判例が出ている（詳細につき、黒坂・前掲注45）同法566頁、ファーバー・前掲注45）178頁）。

ある Clark Refining & Marketing, Inc (以下「Clark」という)は、第 11 章手続が開始されていた債務者 Apex Oil Company の受皿会社として、債務者の油精製施設等を購入した後、商号を変更した会社である。Clark は、自らは汚染物質の排出者ではないこと、売買契約において決済前に生じた環境法上の責任を買主は承継しない旨が明記されていたこと、連邦倒産裁判所の売却許可命令は、363 条(f)によりあらゆる負担を消除するとしていたこと、後に認可された債務者の再建計画は、計画認可前に生じた債務から債務者を免責していたこと等を主張し、請求棄却のサマリ・ジャッジメントを申し立てた。

### 【判旨】

要旨以下の理由により、サマリ・ジャッジメント申立てを却下した<sup>53)</sup>。

CERCLA による責任について、多くの巡回区が連邦コモンローとして承継者責任の法理を肯定しており、本件の事実関係は「単なる継続」や「実質的継続」として承継者責任が生じる可能性がある。また、被告が主張するように、前主が存続可能性を有し責任を履行し得る場合に、承継者に対する承継者責任の追及が否定されるかは明らかではない。これらの前提となる事実について、真正な争点が存在しないとは認定できない。

Clark が倒産手続で買い受けたことも、直ちに同人の責任が否定される根拠とはならない。363 条(f)に関する判例に照らすと、对人的権利の消除対象性を肯定するとしても、倒産手続終了後に生じる CERCLA による責任は消除の対象にはならないと解される。また、売買契約において CERCLA による責任の非承継を合意しても、CERCLA による責任発生を当事者の特約で排除することはできないと解される。

債務者が計画認可により CERCLA の責任を免除されていたと認定するには、本件では債権者が CERCLA による請求を債務者になし得ることを認識していたこと、すなわち計画認可前に、汚染物質の排出、および当該排出と債務者の結びつきを認識し得たことを要するが、Clark はこれを証明し得る事実の提出

---

53) *Id.*, at 722-735.



には至らず、真正な争点が残っている。

#### 4 不法行為債権

倒産手続開始決定前の債務者の不法行為により生じた債権は、倒産手続における債権届出による権利行使の対象になり、開始決定後の不法行為により生じたものは共益債権（administrative expenses）になる（503条(b)(1)(A)）<sup>54)</sup>。倒産手続が開始された債務者が事業譲渡をする場合、債務者が負う不法行為に基づく損害賠償債務は、原則として事業譲受人に移転することはない。しかし、平常時であれば事業譲受人が承継者責任（前記Ⅲ冒頭参照）により承継する可能性がある損害賠償債務を、363条(f)により消除できるかという問題が生じ得る。特に、被害者が損害や加害者を認識しておらず、債務者に対する損害賠償請求権が顕在化していない場合に、譲受人の承継者責任が消除されるかは、以下の判例・裁判例でも争点となった。

- (1) *Ind. State Police Pension Trust v. Chrysler LLC* 事件判決（第2巡回区連邦控訴裁判所、2009年）<sup>55)</sup>（以下「Chrysler判決」という）

##### 【事案】

第11章手続が開始された、自動車製造業者である債務者クライスラー（以下「旧クライスラー」という）の全事業を、受皿会社（以下「新クライスラー」という）に計画外で譲渡することを許可した連邦倒産裁判所の命令に対し、複数の債権者が上訴を申し立てた。債権者の属性や上訴の理由は様々であったが<sup>56)</sup>、理由の1つとして、売却許可命令が、新クライスラーに対し請求し得る既存および将来の請求権を消除したことは違法である旨が主張された。

---

54) *Reading Co. v. Brown*, 391 U.S. 471, 485 (1968).

55) *Ind. State Police Pension Trust v. Chrysler LLC (In re Chrysler LLC)*, 576 F.3d 108 (2nd Cir. 2009).

56) 事案の詳細に関する邦語文献として、拙稿「アメリカ合衆国連邦倒産法における計画外事業譲渡（363 sale）の許可要件について（二・完）」法研92巻6号4頁（2019年）。

## 【判旨】

判旨は上訴申立人を、①旧クライスラーに対し、既に顕在化した製造物責任の請求をしている債権者、②旧クライスラーに対し、既に顕在化したアスベスト関連の請求をしている債権者、③旧クライスラーの自動車製造に起因する請求を将来行う可能性がある債権者を代理する弁護士、の 3 グループに分けて、要旨以下のとおり判示した。

① 既存の製造物責任の債権については消除を認めた<sup>57)</sup>。

認可された計画の効力についての 1141(c) 条は、対象に「債権 (claims)」を含むのに対し、363(f) 条にはそのような文言はない。両規定の文言と構造は多くの点で異なるが、倒産手続における 363 条の役割の拡大を考慮すると、文言上許容される範囲で 1141(c) 条と 363(f) 条の適用を調和させることは理に適っている。

当裁判所は、TWA 判決と Leckie 判決に賛同し、「財産上のあらゆる権利」という文言は、「売却対象財産から生じる」債権を包含すると考える。上訴人の権利は、少なくとも部分的には、旧クライスラーの財産が、自動車製造目的のために使用されたという事実に基づいている。財産譲渡の代価に対する一般債権者の権利行使が制限されるにもかかわらず、製造物責任債権者が譲受人に対し承継者責任を主張することを認めることは、倒産法の優先順位の仕組みと矛盾する。

② アスベスト関連の債権については消除を認めた<sup>58)</sup>。

アスベストによる人身被害に関する債務者の責任を承継する信託によって支払われる請求について、裁判所は、他の債権者が回収対象として法的措置をとることを禁ずる差止命令を発する権限を有する (524 条 (g) (1) (B))。しかし、この規定は、第 11 章手続の再建計画認可命令を発出する裁判所にのみ適用されるものであり (524 条 (g) (1) (A))、363 条に基づく売却には適用されない。

---

57) Chrysler, 576 F.3d, at 123-126.

58) Chrysler, 576 F.3d, at 126-127.

- ③ 旧クライスラーの製造物に起因して売却後に発生した人身傷害についての債権で、かつ州法の承継者責任の対象となるものについては、まだ現実の争訟になっていないとして、消除の可否について判断を示さなかった<sup>59)</sup>。

(2) Morgan Olson LLC v. Federico 事件判決（ニューヨーク州南部地区連邦倒産裁判所、2012年）<sup>60)</sup>（以下「Olson判決」という）

【事案】

トラックの車体の製造・販売業を営んでいた債務者 Grumman Olson Industries, Inc. につき、2002年12月に第11章手続が開始され、2003年6月に計画外事業譲渡が許可された。事業譲渡を許可する命令には、債務者の事業譲渡前の行為に起因する全ての債権や権利を消除するとの条項が付されており、事業譲渡契約書においても、事業譲受人 Morgan Olson LLC（以下「Morgan」という）は、事業譲渡前に譲渡人（債務者）の下で生じた義務や責任を承継しない旨が合意されていた。第11章手続は2006年12月に終了した。

他方で、2008年10月に、債務者が製造したトラックを運転中に衝突事故で受傷した Federico 夫妻が、2009年10月に、ニュージャージー州裁判所に、前記 Morgan 等を被告とする人身傷害及び製造物責任の損害賠償請求訴訟を提起した。原告 Federico は、事業譲受人は債務者の製造ライン<sup>61)</sup>を承継したので、州法により承継者責任を負うと主張したのに対し、Morgan は、被害者 Federico による損害賠償請求権行使の差止等を求めて、ニューヨーク州南部地区連邦倒産裁判所に対審手続を申し立てた。倒産裁判所は Morgan の申立てを棄却したので、同人が連邦地方裁判所に上訴した。

---

59) Chrysler, 576 F.3d, at 127.

60) Morgan Olson LLC v. Federico (*In re Grumman Olson Indus.*), 467 B.R. 694, 702 (S.D.N.Y. 2012).

61) 「製造ライン」につき、前記注16) 参照。

## 【判旨】

以下の理由により、原判断を是認した。

TWA 判決および Chrysler 判決を引用し、363 条(f)の文言よりも広く、「売却対象財産から生じた債権」も消除対象とする解釈は、①債務者財産の譲受人に対する請求を認めることは、倒産法上の債権の優先順位の秩序を乱すこと、②負担を消除しての売却は、高値での売却による財団価値の最大化、ひいては債権者の回収を最大化することが利点であるとし、本件の売却許可命令が譲渡人に生じていた責任を消除することは、前記判例に合致する<sup>62)</sup>。

しかし、合衆国憲法上の適正手続の要請により、Federico のように自らの権利が消除される債権者に対し、手続の通知と参加の機会を与えることが、財団価値最大化や、譲受人の地位の安定以上に重要である。したがって、Federico の州法上の訴訟を差し止めるために売却許可命令を執行することは、適正手続の要請に違反し、売却許可命令によって影響を受ける者に対する告知と聴聞の機会を奪うものとして、原判決を是認した<sup>63)</sup>。

(3) In re Motors Liquidation Co. 事件判決 (第 2 巡回区連邦控訴裁判所、2016 年)<sup>64)</sup> (以下「GM 判決」という)

## 【事案】

第 11 章手続が開始されていた GM (以下「旧 GM」という) は、連邦倒産裁判所の許可を受けて、全事業を受皿会社 (以下「新 GM」という) に売却する計画外譲渡を行った。旧 GM については 2012 年 2 月には債権届出が打ち切られ、2014 年春には手続終結が近い状況にあった。他方、新 GM は 2014 年 2 月に、旧 GM が製造した自動車のイグニッション・スイッチの欠陥について、1500 万台以上を対象とするリコールを告知したところ、この欠陥に起因する損害賠償請求権を有すると主張する様々な債権者が、新 GM を被告とする複数のク

---

62) *Id.*, at 702-703.

63) *Id.*, at 710-711.

64) *Elliott v. Gen. Motors, LLC (In re Motors Liquidation Co.)*, 829 F.3d 135, 155 (2nd Cir. 2016).

ラスアクションを提起した。新 GM は、イグニッション・スイッチの欠陥に係る請求は、旧 GM からの事業譲渡についての売却許可命令において、363 条 (f) により消除されていたと主張して、売却許可命令の執行を連邦倒産裁判所に申し立てた。これに対し、債権者が対審手続を申し立てて争った。

連邦倒産裁判所は、新 GM の行為に起因する損害を請求する債権者は、売却許可命令による消除の対象に含まれないとしたが、それ以外の請求、すなわちイグニッション・スイッチの欠陥に起因する債権は消除の対象であるとした。その上で、消除の対象となる債権者に対しては、適正手続の見地からは公告では足りず、個別の通知がされるべきであったが、仮に通知がされていたとしても負担を消除しての売却許可はされていたであろうから、実質的不利益はなかったとして、適正手続違反を認定せず消除の効力を認めた<sup>65)</sup>。同判決に対し、債権者が上訴した。

#### 【判旨】

連邦控訴裁判所は、①連邦倒産裁判所の裁判権、②363 条 (f) による消除対象性、③消除対象の債権者に対する適正手続違反、④将来の債権が争訟性を有しているか、の各争点について判断した。

これらのうち争点②については、TWA 判決等の先行判例や、「債権」の定義（連邦倒産法 101 条 (5)）に触れた上で、売却対象財産の所有権に起因する承継者責任の債権がある場合、倒産裁判所は 363 条 (f) により消除を許可することができるが、消除対象の債権は、給付を受ける権利で、倒産手続開始前に発生したもの、または債権を発生させるに足りる行為に起因するものであること、および、債務者と債権者の間に、債権者を特定できるような何らかの接触や関係があること、という基準を示した<sup>66)</sup>。その上で、本件で消除対象性に争いがある債権について、下記のとおり判断した<sup>67)</sup>。

- ① 事業譲渡のクロージング前に生じた、旧 GM 製造車のイグニッショ

65) *In re Motors Liquidation Co.* (“MLC II”), 529 B.R. 510, 583, 598 (Bankr. S.D.N.Y. 2015).

66) *In re Motors Liquidation Co.*, 829 F.3d, at 155-156.

67) *Id.*, at 156-158.

ン・スイッチの欠陥により発生した事故に関する債権は、旧 GM の事業に直接関係するから、倒産手続開始前に生じていた不法行為債権に該当し、消除対象である。

- ② 旧 GM 製造車のイグニッション・スイッチに起因する経済的損失に関する債権は、旧 GM 製造車の所有により倒産手続開始前に債務者との接触を有しており、欠陥の判明が倒産手続開始後であるにすぎないから、倒産手続開始前に生じていた不法行為債権に該当し、消除対象である。
- ③ 旧 GM 製造車の安全性に関する、新 GM による誤導的表示に関する債権は、倒産手続開始後の新 GM の行為に起因するものであり、消除対象ではない。
- ④ 新 GM への事業譲渡後に、旧 GM 製造車を中古車として購入した者は、倒産手続開始前は、旧 GM との現実的あるいは擬制的な接触や関係はなく、イグニッション・スイッチの欠陥や新 GM に対する請求可能性を認識していなかったから、消除対象の債権を有しない。

さらに、消除対象とされた①および②の債権については、争点③の適正手続違反の有無を判断し、債権者は個別の通知を受領せず、旧 GM に対する自らの債権を認識しないまま消除の対象とされたのであり、仮に消除対象であることを認識し旧 GM に権利行使をしていたならば、事業譲渡契約の交渉において新 GM への承継対象の債務とできた可能性があり、適正手続違反による実質的不利益が存在したから、原審の認定は誤りであるとした<sup>68)</sup>。

控訴裁判所は以上の理由により、③④の債権について消除を認めなかった原判決を是認し、①②の債権については消除を認めた原判決を破棄し原審に差し戻した。

---

68) *Id.*, at 158-166.

## 5 小括

### (1) 一義的基準なき混沌

地役権やコヴェナントについて、Gouveia 判決は、承役地の所有者が金銭を支払うことにより、要役地所有者のエクイティ上の救済を受ける権利の消滅を強制できないことを<sup>69)</sup>、また Oyster Bay 判決は、消除対象の権利は、売却の代価上に効力を有する権利であるべきことを理由に挙げるが、いずれも、担保権のようにあくまで被担保債権の回収手段である権利と、地役権やコヴェナントのように要役地の利用それ自体に価値を有する権利とを区別し、前者のみを消除対象にしたものと評することができる。

他方で、Folger Adam 判決は、相殺や請求額減殺について、債権ではなく訴訟上の防御方法である抗弁であることを理由に、消除対象性を否定した。同判決は、機能面では、363 条 (f) の本来的な消除対象である担保権に近似するものであっても、「対象財産上の権利 (interest in such property)」に該当しないものは消除対象ではないとの理によっている<sup>70)</sup>。

これらの判例・裁判例を俯瞰すると、担保権との機能の類似性は消除対象性を肯定する決め手となるものではないことが看取される。また、実体法上の権利に該当するか否かも、前記の PBBPC 判決も併せて見ると、メルクマールたり得ないことが分かる。結局のところ、消除対象性につき一義的基準は見出し難いと言わざるを得ない。

### (2) 不法行為債権の消除と適正手続

Chrysler 判決は、事業譲渡前に顕在化し債務者に対し行使可能であった損害賠償請求権については消除を肯定したが、顕在化していなかった損害賠償請求権の消除の可否については判断を示さなかった。また、Olson 判決は、債務者

---

69) Gouveia v. Tazbir, 37 F.3d 295, 299-301 (7th Cir. 1994); Hassen Imps. P'ship, 502 B.R. 851, 860 (C.D. Cal. 2013).

70) 他の巡回区にも、これに追隨する裁判例がある (Hispanic Indep. TV Sales, LLC v. Kaza Azteca Am. Inc., 2012 U.S. Dist. LEXIS 46239 (S.D.N.Y. 2012))。

の事業譲渡後に発生した事故に係る損害賠償請求権は消除の対象にならないとしたが、理由の中で、将来の債権を消除することについて適正手続上の問題を指摘した。

さらに、GM 判決は、旧 GM から新 GM への事業譲渡後に告知された、旧 GM 製造車の欠陥につき損害賠償請求権を主張する債権者をグループに分け、欠陥により生じた事故の損害賠償や、欠陥による経済的損失は、倒産手続開始前に生じていた債権として消除対象としつつも、債権者が旧 GM に対する損害賠償請求権を認識する機会が得られないまま消除される不利益を指摘し、適正手続違反を認定した。

なお、環境法上の責任につき、Ninth Ave. 判決は消除対象性を一律に否定していないが、債務者の倒産手続終了後に生じた、承継人に対する CERCLA に基づく責任の消除については少なくとも消極である<sup>71)</sup>。同判決は適正手続の考慮については述べていないが、結論としては不法行為債権の前記の扱いに近似すると言える。

## V むすびにかえて

わが国の倒産法には、債務者財産の売却や使用に際し第三者の権利を消除する制度として、担保権消滅許可制度があるが（破産 186 条 1 項、民再 148 条 1 項、会更 104 条 1 項）、担保権以外の権利を消除する制度は存在しない。

日本法とアメリカ法との違いは一見すると大きいのが、363 条(f)の消除対象に関する判例・裁判例を仔細に見ると、現在消除が認められている対象は、公債権や保険料の徴収に関する権利や、労働法上の責任のように、債務者からの財産譲受人に対し請求し得る承継者責任であり、わが国では、当事者間の合意や、特別法（例えば、国税徴収法 38 条の第二次納税義務）がない限り、債権者は事業譲受人に請求できない事案と見られる。

71) ただし、どの段階で責任発生を認定するかについては解釈が分かれている。詳しくは杉山・前掲注 45) 967 頁。



363条(f)の消除対象につき、判例・裁判例が対物的権利以外にも拡張するようになったのは1990年代後半以降であり、アメリカにおいて363条による計画外事業譲渡（363セール）が広く事業再生手法として普及し始めた時期とおおむね一致する<sup>72)</sup>。わが国でも、事業再生実務の潮流に応じて、倒産手続における債務者財産の売却や使用に際し、担保権以外の権利を消除することに関する立法論的検討の機会が将来訪れるかもしれないが、これを考えるに当たっては、倒産法における債務者財産の価値最大化の要請と、一般実体法における権利の相対的価値の保障の折り合いをいかにつけるかという根源的問題に逢着する<sup>73)</sup>。この点については、本稿では扱わなかった不動産賃借権や知的財産権ライセンスも含め、他日の考察を期することとした。

【後記】竹中俊子教授には、筆者のワシントン大学（University of Washington）留学時代に、公私にひとかたならぬご指導・ご支援を賜りました。その後歳月が巡り、本塾法科大学院で同僚教員になる光栄に浴するとは、当時は夢にも思いませんでした。その夢のような日々が終わるのは名残惜しい限りですが、竹中先生の益々のご壮健・ご活躍をお祈り申し上げます。

---

72) 363セールによる事業再生の普及とその背景について、拙稿「【紹介】Mark J. Roe, Three Ages of Bankruptcy, 7 Harv. Bus. L. Rev. 187 (2017)」民訴65号200頁（2019年）。

73) 水元宏典『倒産法における一般実体法の規制原理』147頁（有斐閣、2002年）は、財産価値最大化理論およびそこから演繹される相対的価値保障原理は、絶対的な理論ないし指針たり得ないとするが、問題発見機能を有する点を肯定的に評価する。